

一般社団法人 日本母性看護学会
入会及び退会、再入会の手続きに関する細則

(目的)

第1条 本細則は、当法人の会員の入会及び退会、再入会の手続きに関し、必要な事項を定めるものである。

(入会手続)

第2条 当法人の正会員になろうとする者は、当法人所定の入会申込書もしくは当法人が認めた電磁的方法により入会の申し込みを行い、理事会の承認を得なければならない。なお、会員資格は入会金及び初年度の会費を納入することにより付与される。

(任意退会手続)

第3条 会員が当法人を退会しようとするときには、退会希望日の2か月前までに当法人所定の退会届を事務局へ提出するか、電磁的方法により事務局へ退会を申し出ることにより、退会することができる。ただし、やむを得ない事由があるときには、いつでも退会することができる。なお、退会しようとするときには、当該年度までの会費を納入しなければならない。

(会費未納による退会手続)

第4条 定款第8条に定める会費の支払い義務を2年以上履行しない場合は、定款第11条(1)の規定に基づき、理事会は当該会員を滞納退会とすることができる。この際、理事会は当該会員に対し、期日を定め、未納会費納付の催告を行うことができる。

2 理事会が滞納退会とした場合でも、後日、当該会員が未納会費をすべて納入した場合には、理事会は前項の処理を修正し、当該会員を任意退会扱いとすることができる。

(再入会手続)

第5条 第3条ならびに第4条の規定に基づき退会した者が再入会しようとするときには、第2条に規定する入会手続を行わなければならない。

2 前項の手続きに加え、第4条に規定する滞納退会の処理を受けた者が再入会を行う場合は、過去に会員資格を有した期間の未納の会費を納入することを要する。

(申し合わせの改廃)

第6条 本細則の改廃は、理事会の決議によることとする。

附則

1. 本細則は、平成29年3月17日から施行する。